

発行所

株式会社 F P シミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

ゴルフ会員権の譲渡

Q：昨年ゴルフの会員権を譲渡しました。かなりの赤字がでていますが、税務上の救済措置はありませんか。

A：ゴルフ会員権の譲渡は、譲渡所得になり、売却価額から取得費と譲渡費用を差し引いて譲渡益を計算します。会員権の所有期間が5年以下の場合は、短期譲渡となり譲渡益から50万円の特別控除額を差し引いたものが譲渡所得になります。一方、所有期間が5年超の場合は、長期譲渡となり譲渡益から、50万円の特別控除額を差し引いたものの2分の1が譲渡所得になります。

したがって、所有期間が5年以下であるか5年超であるかによって、税金はかなり変わります。ここでいう所有期間とは、取得の日から譲渡をした日までの期間をいいます。

ご質問では、かなりの赤字がでていますが、この赤字は他の給与所得や事業所得の黒字と相殺することができます。

それでも控除しきれないで、あなたが青色申告者の場合は、翌年以降3年間その赤字を繰り越して控除することができます。

尚、売却したゴルフ会員権の取得価額がわからない場合は、売却価額の5%を取得費として申告することができます。

このゴルフ会員権の売買が、書類上だけのもので金銭の授受や会員権の受け渡しが行なわれていないものについては、否認されますので気をつけてください。

